

月越原野風力開発株式会社  
「(仮称) 月越原野風力発電事業 環境影響評価準備書」  
一 答申文 (案) たたき台 一

本事業は、島牧郡島牧村並びに寿都郡寿都町及び黒松内町の約 521ha の対象事業実施区域に、出力約 46,200kW (単機出力約 4,200kW、全高 142.5m、ローター直径 117m の風力発電機 11 基) の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、希少猛禽類等の重要な鳥類の生息が確認されているなど、これら重要な鳥類の生息等への著しい影響が懸念される。また、同区域には、重要な植物種であるカキランやキタササガヤなどが確認されており、改変区域と重複することから、こうした重要な植物種への影響が懸念される。さらに、同区域及びその周辺には、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的な影響も懸念される。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を確実に回避又は低減するため、事業者は次に示す事項について真摯に対応すること。

## 1 総括的事項

### (1) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2 の個別的事項で示すとおり、調査実施から 5 年以上が経過し、現状を把握できていない項目や、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目があり、環境保全措置の検討が十分とはいえず、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できないため、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがある。

このため、追加調査の実施により適切に現地の状況を把握し、地域の状況に精通した複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。その結果、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、風車の配置の変更や事業規模の縮小など事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避又は低減すること。なお、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減のための措置を最優先とし代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### (2) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、誤記等を排除し正確かつ一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

また、累積的影響の対象としている(仮称) 島牧ウィンドファーム事業の建設が開始されたことから、準備書の作成時から状況が変化している場合は、それを反映すること。

### (3) 地域住民等との相互理解の促進について

今後の事業実施に当たっては、関係町村、関係機関、住民等への情報提供や丁寧な説明に努めること。

43 (4) 準備書の公開について

44 本準備書については、住民等との相互理解の促進などの観点から、印刷やダウンロードを可能  
45 とすることや、縦覧期間終了後も継続して公表することなどにより、利便性の向上に努めること。  
46

47 2 個別的事項

48 (1) 騒音及び振動

49 本事業と他社風力発電事業とで工事期間が重複する計画となっているが、工事関係車両の稼働  
50 台数のピーク期間と重複しないように配慮することから、工사용資材等の搬出入に伴う騒音及び  
51 振動を対象とした累積的影響の検討を行わないこととしている。しかし、他社との調整が未実施  
52 であることから、他社風力発電事業の工事の情報を入手するなどして、累積的影響についても予  
53 測及び評価を実施すること。

54  
55 (2) 動物

56 ア 対象事業実施区域及びその周辺で多数の重要なコウモリ類が確認されているが、ブレード・  
57 タワー等への接近・接触に係る影響について、飛翔高度が樹冠程度であることなどから、ブレ  
58 ード・タワー等への接近・接触に係る影響を低減できると予測している。しかし、コウモリ目  
59 (10~30kHz) に対しては、樹林環境を切り開いて設置する風力発電機においては影響が生じ  
60 る可能性があるとしていることから、予測の不確実性の程度は極めて大きいと考えられる。こ  
61 のため、コウモリ類への影響の確実な回避又は低減を最優先として改めて環境保全措置を検討  
62 すること。また、バットストライクに関する事後調査に当たっては、エで示すとおり十分な頻  
63 度や期間を設定するとともに、死骸が確認された場合は専門家等の意見を聴いた上で必要に応  
64 じて追加の環境保全措置を講じること。

65 イ 一般鳥類調査について、過年度調査実施後に生息環境が大きく変化するような工事が行われ  
66 ていないことや環境の変化が生じていないことを理由に追加調査を実施していない。

67 また、渡り鳥の追加調査について、希少猛禽類の追加調査において補足的に行った渡り鳥の  
68 記録を基に最新の状況を把握したとのことだが、複数の調査を同時に行ったことによる見落と  
69 しはないとする十分な根拠が示されていない。

70 このため、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類相の現状や、渡り鳥の通過状況が十  
71 分に把握できていない可能性があり、影響の予測及び評価結果の妥当性が確認できないことか  
72 ら、鳥類の追加調査を行い、十分な情報を収集し、改めて予測及び評価を実施すること。

73 ウ バードストライクに係る年間衝突数の推定結果について、他事業との累積の合計値では、ミ  
74 サゴでは0.1254回/年、ノスリでは0.3752回/年と高い値が示されたものの、風車周辺には飛  
75 翔可能な空間が確保されていることなどを理由に、ブレード等へ接触の可能性は低いと予測し  
76 ている。また、オオジシギについて、飛翔可能な空間が確保されていることや、確認された箇  
77 所は風車設置位置から離れた高茎草地であることより、ブレード等への接触の可能性は低いと  
78 予測している。しかし、これらの理由は種の行動パターンを十分に考慮していないなど、十分  
79 な科学的根拠に基づくものではなく、かつ、定量的な分析が行われていないため、影響が軽微  
80 とする予測は不適切であり、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

81 このため、合計の年間衝突数をできる限り小さくするように風車の基数の削減や配置の見直  
82 しを行うとともに、措置を講じてもおおきな影響が生じるおそれがある場合は、稼働制限を  
83 含む追加的な環境保全措置を講ずること。

84 エ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査における死骸調査は、専門家等か

85 らの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、適切な実態把握のための十分な頻度及び手法で実施  
86 するとともに、その評価を行うに当たっては、死骸の見落としや他の動物による持ち去り、植  
87 物や積雪の影響などによる過小評価を回避するため、公表されている衝突率推定モデルを用い  
88 て発見死骸数を補正するなど、科学的に検証可能な方法で妥当性を確保すること。

89 その上で、重大な影響が確認された場合は、専門家等の意見を踏まえて、バードストライク  
90 及びバットストライクのリスクの高い時期や時間帯に風車の稼働制限を行うことや、カットイ  
91 ン風速を上げることなど、実効性の高い環境保全措置を講じるとともに、評価書における評価  
92 が適切であったかを検証するため、改めて予測及び評価を実施すること。

93 また、それらの経緯及び対応、同様の事態が発生した際の対応方針などを、事後調査報告書  
94 に記載すること。

95 オ 工事前や稼働後の生息状況の確認に当たっては、専門家等の意見を得ながら適切な期間の事後  
96 調査を行い、その結果に応じ、影響を回避又は十分低減できるよう実効性の高い環境保全措置を  
97 講じること。

### 99 (3) 植物

100 ア 対象事業実施区域及びその周辺で確認されているミズナラブナ群落及びヨシ群落につい  
101 て、過去のかく乱の履歴を確認し、現地調査の結果を踏まえて植生自然度を設定しているが、  
102 その十分な科学的根拠が示されていない。このため、評価書においては科学的根拠を明らかに  
103 した上で、分かりやすく十分な記載により説明すること。

104 イ 変更区域内で生育が確認されている重要な植物種であるカキラン、タマミクリ及びキタササガ  
105 ヤについて、影響の低減のために代償措置として移植を実施することとしているが、その生育地  
106 を変更区域から除外することによる影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。やむを  
107 得ず変更を伴う場合は、専門家等の意見を聴いた上で、代償措置を講ずること。なお、代償措置  
108 として移植を行う場合は効果の不確実性が大きいことから、種に応じた適切な期間、定着状況の  
109 確認等の事後調査を実施すること。

110 ウ 対象事業実施区域では、外来植物であるオオハンゴンソウやフランスギク等が確認されてい  
111 るため、造成により生じた裸地の適切な緑化や、工事用車両入出場時の散水、タイヤ洗浄など  
112 分布域の拡大防止措置の確実な実施に努めるとともに、事後調査時に同区域内で本種の分布域  
113 の拡大が確認された場合は、侵入状況に応じて調査範囲を広げることなどにより生息状況を把  
114 握した上で、抜き取り等のさらなる拡大防止措置の実施を検討すること。

### 116 (4) 生態系

117 ア 典型性注目種として選定したアオジについて、過年度調査実施後に生息環境が大きく変化す  
118 るような工事が行われていないことを理由に追加調査を実施していないが、対象事業実施区域  
119 及びその周辺における鳥類相の現状が十分に把握できていない可能性があり、生態系への影響  
120 の予測及び評価について、妥当性が確認できない。このため、アオジの追加調査を行い、十分  
121 な情報を収集し、改めて適切な方法で予測及び評価を実施すること。

122 イ 上位性及び典型性注目種への影響について、それぞれ対象事業実施区域に対する変化率を基に  
123 予測している。しかし、当該予測は、既設風力発電所や建設中の風力発電事業の変更区域を含ん  
124 でおらず、注目種への影響が十分に把握できていない可能性があり、当該区域周辺の生態系に対  
125 する影響の予測及び評価結果の妥当性が確認できない。

126 これらの事業は環境影響評価書の手続を終了しており、具体的な計画が公表されている。この

127                    ことから、評価書作成に当たっては、他事業者から必要な情報を入手するなどして、これらの事  
128                    業との累積的影響の予測及び評価を実施すること。また、その結果、重大な環境影響が生じると  
129                    予測された場合は、追加的な環境保全措置を講ずるなどして影響を回避又は十分に低減すること。  
130

131                    (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

132                    本事業と他社風力発電事業とで工事期間が重複する計画となっているが、工所用資材等の搬  
133                    出入に伴う人と自然との触れ合いの活動の場を対象とした累積的影響の検討を行わないことと  
134                    している。しかし、他社との調整が未実施であることから、他社風力発電事業の工事の情報を  
135                    入手するなどして、累積的影響についても予測及び評価を実施すること。  
136